

私権の行使に関する誓約書

- 1 私たちは、市から原材料の支給を受け道路整備がなされた後は、当該道路に関する交通制限等の私権は行使いたしません。
- 2 当該地を売却する必要があるときは、譲受人に対し、前項の扱いについて周知いたします。
- 3 前2項の証として下記土地所有者一覧に記名、押印します。

土地所有者一覧

氏名	住所	押印